

【事前告知】 在留状況確認調査実施のお知らせ

ポイント：

- 外務省では、毎年10月1日現在の海外在留邦人数を調査しております。当調査に向け、当館からメールまたは電話にて、届出内容確認のためご連絡させていただくことがございますので、予めお伝えいたします。
- 在留届に登録されているメールアドレスが無効又は登録がない場合や登録されている「滞在期間」がすでに超過している場合、所定の期間が経過後、当国から転出したものとして処理いたします。
- 災害等の緊急事態が発生した際に、在留邦人の皆様の安否確認や必要な情報を提供するための連絡が迅速に行えるよう、この機会に在留届の記載内容の確認をお願いいたします。

本文：

外務省では、毎年10月1日現在の海外在留邦人数を調査しております。当調査に向け、現在当館では在留届の精査をしております。

住所、電話番号、日本の緊急連絡先等が古い情報のままの方が多く見受けられます。この機会に必ずご自身の在留届の内容を確認してください。

在留届の登録内容に不備のある方、登録された滞在予定期間がすでに過ぎている方へは当館からメールまたは電話にて届出内容の確認をさせていただくことがありますので、ご承知おきください。

○フィンランドに在留し、「在留届」の届出内容に変更がある方

(1) 在留届を「書面」で提出された方

最新の情報で、新たに「オンライン在留届 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)」を提出した後、zairyu-kakunin@hk.mofa.go.jp までご一報ください。書面扱いの在留届を転出処理し、「受付日」を、新しい在留届に移行いたします。

「オンライン在留届」の届出が困難な方は、お名前（ローマ字）、住所及び変更内容を記載し、zairyu-kakunin@hk.mofa.go.jp まで送信してください。

(2) 在留届を「オンライン」で提出された方

「オンライン在留届 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)」で「変更届」を提出してください。

○フィンランドに在留しておらず、すでに日本へ帰国または他の国へ転居された方

「オンライン在留届 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)」で「帰国（転出）届」を提出してください。

「オンライン在留届」での届出が困難な方は、お名前（ローマ字）と「帰国日」または「(他国への) 転出日」を記載の上、zairyu-kakunin@hk.mofa.go.jp まで送信してください。

災害等の緊急事態が発生した際に、在留邦人の皆様の安否確認や必要な情報を提供するための連絡が迅速に行えるよう、この機会に在留届の記載内容の確認をお願いいたします。

なお、在留届に登録されているメールアドレスが無効又は登録がない場合や登録されている「滞在期間」がすでに超過している場合、所定の期間が経過後、当国から転出したものとして処理いたします。

在フィンランド日本国大使館 領事班

ホームページアドレス：

https://www.fi.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

電話：+358 (0) 9-686-0200

9:00-12:00、13:30-16:00 (8/31 まで)

9:30-12:00、13:30-16:30 (9/1 から)

メール：

各種証明、パスポート、戸籍・国籍、在外選挙に関すること：shinsei@hk.mofa.go.jp

査証に関すること：visa-apply@hk.mofa.go.jp

在留届に関すること：zairyu-kakunin@hk.mofa.go.jp

その他に関すること：consular@hk.mofa.go.jp